

浦安市立明海小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生みにくい土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行っていく。そして、夢と希望をもち、未来に向かって、たくましく生きる子どもたちを育んでいく。

(2) 学校及び職員の責務

- ①学校に携わる全教職員が、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ②児童のサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。
- ③ 本基本方針については、児童や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

①定義

「いじめ」とは、児童に対して、同じ学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

②定義に基づくいじめの判断をする際の留意点

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条「学校におけるいじめの防止の対策のための組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、

嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- キ インターネット上で特定の児童に対する悪口が書かれていたものの、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるにいたっていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合がある。このような場合、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分に加味しつつ、他方でこの種の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年5月24日法律第81号)が定める「つきまとい等」に当たることを考慮した上で対応する必要がある。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ケ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等(スマートフォンを含む)で、誹謗中傷されたり、人に知られたくない情報を公開されたりするなどの嫌なことをされる。
- キ 児童が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でなくとも、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

③いじめの認知

- ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ いじめであるかどうかの判断は、学校が設置するいじめを認知する組織(いじめ防止対策委員会、生徒指導部会に準ずる)を活用し、組織的に行う。
- ウ 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目して慎重に対応する。

④いじめの理解

- ア いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる。
- イ いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」には、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するケースがある。
- ウ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。
- エ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

⑤いじめの解消について判断をする際の留意点

- ア いじめは、児童生徒の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- イ いじめが「解消している」状態については、相当の期間（少なくとも3ヶ月間）において「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、他の事情も勘案して判断する必要がある。

（2）基本施策

①学校におけるいじめの防止

ア いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。
- ・児童に対して、全校集会や学級活動などで全職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、社会性を育む幅広い体験活動の機会を設け、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・授業についていけない焦りや劣等感などがストレスの要因になることを踏まえ、一人一人を大切にし、生徒指導の機能を生かした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実し、児童の自己有用感を高める。また、自己肯定感を持って困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設ける。

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む→「いのちを大切にするキャンペーン」の活用

- ・児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えることができるように働きかける。

②いじめの予防・早期発見のための措置

多様性に配慮し、画一的な指導に走らない学校づくりを行う。

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

イ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

エ いじめはいけないことであるということや、傷つけるつもりがなかった行動が相手にとっては不快であったというような事例について、児童に考えさせるような指導を行う。また、法の理解についても取り上げる。

オ 障がいについて適切に理解した上で、当該児童の、物事の見方、捉え方及び感じ方等の特性を把握し、個々の教育的ニーズに応じた、適切な支援を行う。

○日常的な観察

- ・授業での様子や休み時間、放課後の雑談の中などで、児童同士の様子に目を配る。
- ・教職員は教育活動を通して、児童の交友関係や悩みを把握する。
- ・市スクールライフカウンセラー、県スクールカウンセラーが行う授業や休み時間等の児童の観察を、いじめの実態把握に役立てるとともに、いじめを受けた児童の相談やケアに応じる体制を組織的に位置付ける。また、心理的な見方についての校内研修や児童への心理教育等、予防的な教育相談を行っていく。

○教育相談の充実（随時）

- ・7月と12月（希望制）に個人面談を実施し、児童および保護者がいじめに限らず様々な内容について相談できる日として設定する。

○相談窓口の周知

- ・保健室やひまわりルーム【相談室：スクールライフカウンセラー、スクールカウンセラー】の利用、電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）について周知する。
- ・児童からの相談が日常的に取り上げられるように、ひまわりルームに相談箱を設置する。

○アンケートによる調査 年4回／実施時期 5、7、10、2月（生活アンケート）、1月（体罰セクハラアンケート）

- ・アンケート調査によって、安心していじめを訴えられるようにするとともに、全児童との面談を行い、一人一人の状況を把握する。その後、聞き取りを行い、必要に応じて対応を

職員で共有を図る。

- ・記載された状況について、当該学級担任は学年主任とともにその対応にあたる。学校全体にかかわる内容については、全職員に周知する。

○心の教育の充実

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実及び読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むことに努める。具体的には、「いじめ」「生命尊重」に関する授業を、道徳や人権教育の年間指導計画等に具体的に位置付け、児童の発達段階に応じて指導内容の工夫を図り確実に実施する。また、生徒指導の実践上の視点を踏まえたわかる授業の展開に努め、学級や学年及び部活動等で児童一人一人の個性を尊重し、一人一人に活躍の場を与えると同時に、努力した姿等を認め賞賛することで、児童に自信を持たせ、互いに認め合える集団づくりを行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

- ア 職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修の充実を図る。
- イ スクールライフカウンセラー等を活用し、職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める等の措置をとる。
- イ インターネットを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を計画的に図るとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処することができるよう、児童及びその保護者に対して、必要な啓発活動を行う。

⑤ 小中連携によるいじめの防止

中学校区において、「うらやす園・小・中連携の日」を活用するなど、平素から生徒指導に係る取組について協議し、統一した指導方針のもと指導・支援を行う。また、中学校進学時に小学校でのいじめ事案等について、その内容、指導経過、現在の状況及び今後の指導の留意点等について情報伝達を行い、中学校での見守りを確実にを行う体制を整える。

（３）組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

①組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ウ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- エ いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

②組織の構成

ア 学校基本方針等の策定（組織の全構成員の参加）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールライフカウンセラー、コミュニティスクール委員長

イ 日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールライフカウンセラー

ウ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議（当該事案に係る職員が加わる。）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年教員、その他必要に応じて、養護教諭、スクールライフカウンセラー等

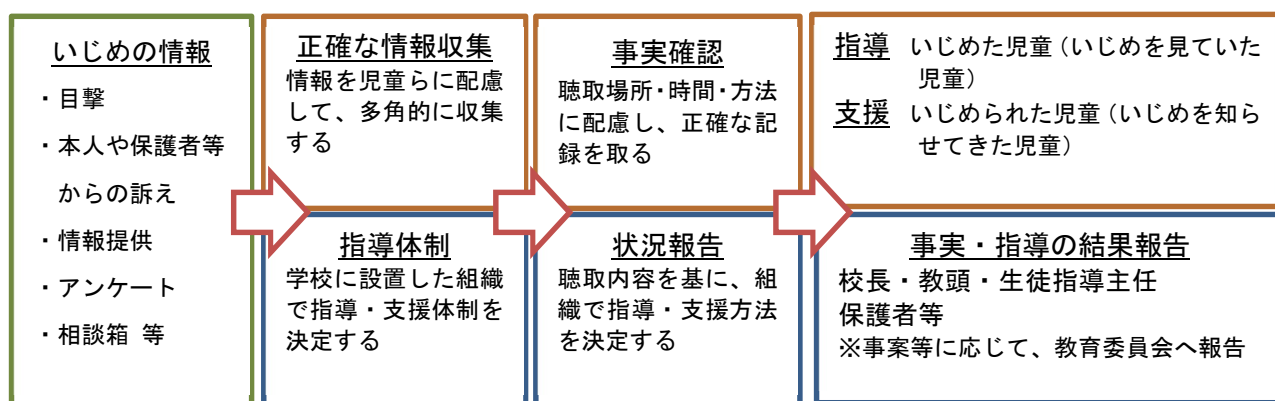
③いじめに対する措置

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

④いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から訴えがあつた場合には、真摯に傾聴する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から関わりを持つ。
- ウ 発見・通報を受けた教員は抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。当該組織が中心となり、速やかに関係児童から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- エ 事実確認及び指導の結果を当該組織に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡し、今後の学校との連携方法について話し合う。

⑤組織的ないじめ対応の流れ



⑥児童への指導・支援及び対応

ア いじめられた児童・いじめを知らせてきた児童への対応

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

- ・指導後に再びいじめが行われていないか、定期的に声掛けや見守るなどし、子供の様子や変化等に留意し、継続的に支援する。

イ いじめた児童への対応

- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなどし、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、市教委、所轄警察署等と連携して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめを見ていた児童への対応

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、大人への相談や通報は適切な行為であり、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

エ 保護者への対応

いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに伝え、正面から誠実に対応する。その上で、指導方針・具体策を提示し、指導と再発防止の両面への協力を要請する。また、いじめ問題の指導中及び解決後も、児童の学校や家庭での様子を定期的に情報交換ができるよう要請し、経過観察を行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき

※年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

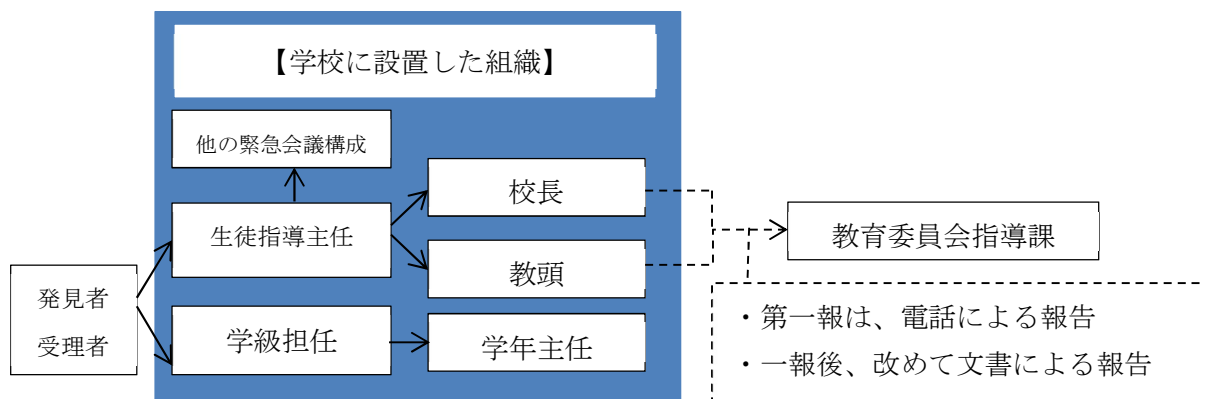
③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

（２）対処手順

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤調査結果を教育委員会指導課に報告する。

（３）重大事態発生時の連絡体制図



４ 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- （１）いじめの未然防止や早期発見に係る取り組みに関すること。
- （２）いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に関すること。